

◆ゴールド集落支援事業

平成28年度のゴールド集落支援事業は、以下のとおりです。詳しくは、各問合せ先まで問い合わせください。

事業名	補助対象	内容	問合せ先												
ゴールド集落重点支援地区補助金	・ゴールド集落	高齢化率が60%以上のゴールド集落に対し、助成を行います。 【補助金の額】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>高齢化率</th> <th>基本額</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60%以上～70%未満</td> <td>2万円</td> <td rowspan="4">左記の金額に自治会に加入する1世帯当たり1千円を加算します。</td> </tr> <tr> <td>70%以上～80%未満</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>80%以上～90%未満</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>90%以上～</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>	高齢化率	基本額	加算額	60%以上～70%未満	2万円	左記の金額に自治会に加入する1世帯当たり1千円を加算します。	70%以上～80%未満	3万円	80%以上～90%未満	4万円	90%以上～	5万円	本庁 コミュニティ課
高齢化率	基本額	加算額													
60%以上～70%未満	2万円	左記の金額に自治会に加入する1世帯当たり1千円を加算します。													
70%以上～80%未満	3万円														
80%以上～90%未満	4万円														
90%以上～	5万円														
ゴールド集落自主活動支援補助金	・ゴールド集落 ・特例ゴールド集落	ゴールド集落が行う自主事業に対し、12万円を上限として、事業費の10分の9以内の額の助成を行います。(1千円未満の端数切捨て) 事業費が5万円未満の場合は、10分の10の助成を行います。 特例ゴールド集落が行う自主事業に対し、10万円を上限として、事業費の10分の9以内の額の助成を行います。(1千円未満の端数切捨て)													
ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金	・地区コミュニティ協議会	地区内のゴールド集落への支援を行う地区コミュニティ協議会に対し、1ゴールド集落当たり5万円の助成を行います。													
ゴールド集落支援市民活動補助金	・NPO法人 ・ボランティア団体	ゴールド集落の活性化や課題解決に向けた公共的な活動を行うNPO法人、ボランティア団体などに対し、24万円を上限として、事業費の4分の3以内の額の助成を行います。													
ゴールド集落支援職員の配置	・ゴールド集落 ・特例ゴールド集落	ゴールド集落などと行政のパイプ役として職員を配置し、情報提供や相談・アドバイスなどの活動を行い、地域の活性化を図ります。													
ゴールド集落自主防災組織結成支援事業	・ゴールド集落 ・特例ゴールド集落	自主防災組織未結成のゴールド集落などに対し、自主防災組織結成手続き、訓練計画・実施の支援を行います。	本庁 防災安全課												
ゴールド集落定住住宅取得・リフォーム補助事業	・市民	ゴールド集落への転入・転居者が、定住する目的で家を新築、購入、リフォームした場合に基本額に加えて、1人につき6万円×5カ年を加算します。また18歳未満の転入・転居者がいる場合は、1人につき10万円をさらに加算します。自治会加入が要件であり、基本額と加算額を5年間で分割交付します。	本庁 企画政策課												
ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業	・農家	ゴールド集落内の農作物被害を防止するため、有害鳥獣防止施設(電気柵など)の購入費用の3分の2を助成し、必要な場合は、設置人件費についても助成します。	本庁 農政課												
ゴールド集落火災予防対策等事業	・ゴールド集落 ・特例ゴールド集落	消防団員などがゴールド集落などに対し、定期的な巡回や声掛けを実施し、住宅の台所などの点検や火災予防の広報活動を行います。	消防局 警防課 ☎(22)0119												

◆ゴールド集落支援関連事業

事業名	補助対象	内容	問合せ先
宅配サービス事業者紹介事業	—	集落に店がなく、食料品や生活用品の購入に苦慮し、宅配サービスの斡旋を望むゴールド集落などについて、宅配サービスを行う業者へ情報提供を行います。	本庁 商工政策課

＜ゴールド集落支援について＞

市では、過疎化や高齢化が進行するゴールド集落などについて、地域が抱える課題の解決と市民が住み慣れた地域に安心して住み続けられる地域づくりを推進するため、さまざまな支援事業を展開しています。今回は、平成28年度の支援事業についてお知らせします。

●平成28年度ゴールド集落(132自治会)

平成28年1月1日現在

地域	自治会名
川内	大小路中央街、太平橋三丁目、血山、瀬戸、楠元下、戸田、長野(平佐東)、久住、永野段、高貴、高牧、尾原、網津中、浜田、川底上、井上、湯ノ浦上、東手、東上手、水引東団地、宇都、砂岳(水引)、川底中、西上手、草道中、草道上、東浜田、小麦川、瀬戸地、上、麓(峰山)、白浜(峰山)、上高江、長崎、小田、本馬場、天神、土川、十原、新田、上野(寄田)、前向(寄田)、山ノ口、役田、西川内、小川、上大迫、都合、松岡、一条殿、長野(吉川)、宇都川路、下之段、吉川、湯之元、内門、三田、伊勢美山、浦小路、下町、松園
樋脇	下牛鼻、菖蒲ヶ段、上藤本、岩下、大平、上牛鼻、上野下、城後、笹原、上段後、下村、平田、鍋原、上之原、子田形、庄内、笹ヶ迫、田代、下祢地山、水流、西之原、倉野上、木下
入来	桂迫、新町、永田(清色)、麓上、平木場、日の出、長野上、小豆迫、山下、内之尾、草渡、水戸、八重
東郷	城ヶ原、山ノ口、笹野、南瀬下、向江原、向江園、大塚、山田上、古里、鳥丸上、大久保、本保、中津保、堀、原
祁答院	矢立、中、小牧、滝間、菊地田
里	園上
上甕	桑之浦、上甕町江石、瀬上、平良、小島
下甕	港、岡、浜、上、下、後迫、前迫、瀬尾
鹿島	鹿島南

●平成28年度特例ゴールド集落(11自治会)

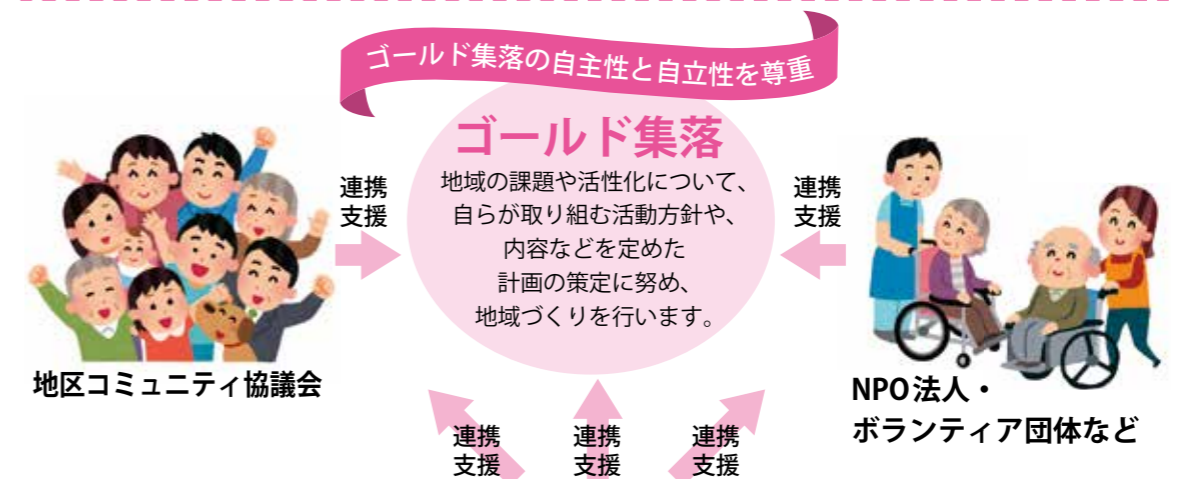
木屋園、船間島、月屋、倉浦、白浜(八幡)、向田代、本町(副田)、日ノ丸、舟越、長野下、南

「特例ゴールド集落」とは

平成27年度にゴールド集落であって、平成28年度にゴールド集落の指定から外れた自治会をいいます。活用できる支援事業に限りがあります。詳しくは次のページを参照ください。

(支援活動の種類)

- 見守りサービス、通院・買物などの移動サポート
- 地域行事や交流事業などのコミュニティ活動の支援
- 伝統芸能や教育交流事業などの支援
- 地産地消の推進のための取り組みの支援、観光資源の創出・発掘
- 道路などの清掃、不法投棄パトロールなど



高齢者に対する見守り体制の充実、自立した集落活動の支援、定住の促進、安全・安心に暮らせるための生活基盤の確保、自然環境、景観などの維持保全や地域産業の振興に取り組みます。
*ゴールド集落支援事業の内容などについては、次のページを参照ください。

ゴールド集落支援について

「ゴールド集落」とは、毎年1月1日現在の住民基本台帳に登録された65歳以上の人口割合が、50%以上の自治会区域のことで、本市独自の呼称です。

【問合せ先】本庁コミュニティ課コミュニティ・生涯学習グループ ☎(23)5111(内線4614)